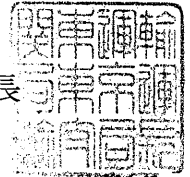




東 運 整 第 5 4 6 号
令 和 6 年 1 月 1 0 日

一般社団法人 東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長



道路運送車両法第61条の2の規定に基づく自動車検査証の
有効期間の伸長について

当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するものは、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、別紙（写）のとおり自動車検査証の有効期間を伸長する旨を公示したので貴会傘下会員に対し周知願います。

(別紙)

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

令和6年1月9日

関東運輸局東京運輸支局長